

藤森病院指定訪問リハビリテーション運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、藤森病院が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
 - 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 藤森病院
- 2 所在地 長野県松本市中央2丁目9番地8号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1		病院と兼務
理学療法士	同	2		病院と兼務
作業療法士	同	1		病院と兼務

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士

理学療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(3) 作業療法士

作業療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日：月曜日から金曜日。ただし、土・日・祝日・盆（8月14日から8月16日）及び年末年始（12月29日から1月3日）までを除く。
- 2 営業時間：9時00分から17時00分
ただし、サービス提供時間は、9時00分より移動開始、16時30分までに移動終了となるため、そのサービス提供時間は、訪問リハビリテーションサービス（介護予防訪問リハビリテーションサービス）を提供する区域によって移動時間を考慮するものとする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、松本市の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

交通費	指定区域内：無料
	指定区域外：1kmにつき300円

- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第9条 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの内容は次の通り。

指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

(緊急時における対応方法)

第10条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて 臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(苦情処理)

第11条 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第12条 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な素子と講じる。

- 2 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

【利用料について】

(介護保険)

介護保険からサービスを利用する場合の料金は、原則として基本料金の1割とします。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

基本料金 1単位 = 10,17円

	訪問リハビリテーション	介護予防訪問 リハビリテーション
	料金	料金
基本料金(20分)	308単位	298単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ(20分)	6単位	6単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ(20分)	3単位	3単位
リハビリテーションマネジメント加算A(イ)	180単位/月	
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	213単位/月	
※医師が利用者又はその家族に説明した場合上記に加えて270単位	270単位	
退院時共同指導加算	600単位/回※当該退院につき1回に限り、 所定単位数を加算	
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算	240単位/日※1週に 2日を限度として加算、 退院(所)日又は訪問開始日から3 月以内の期間	
移行支援加算 (訪問1回につき)	17単位	
短期集中リハビリテーション実施加算 (訪問1回につき) (退院・退所後3月以内)	200単位	200単位

交通費	指定区域内:無料
	指定区域外:1kmにつき30円

(医療保険)

老人保健法・健康保険法、それぞれの算定基準により算定する。

特別に認められた場合は公費負担とする。

基本料金

	料金	負担料金
在宅訪問リハビリテーション 指導管理料(20分以上)	1単位 300点	保険による

交通費	1kmにつき30円
-----	-----------

キャンセル料

急なキャンセルの場合は下記の料金を頂きます。(連絡が困難な場合などやむを得ない場合を除く)

サービス提供の24時間前までにご連絡頂いた場合	無料
サービス提供の当日ご連絡頂いた場合	当日利用料の50%
ご連絡頂かなかった場合	当日利用料の100%

その他：サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気・ガス・水道の費用は利用者の別途負担とする。

*料金のお支払方法は、毎月5日までに前月分の請求をし、7日以内に**現金**で支払いを受ける事とします。